

第6章 水質汚濁

第1節 環境保全目標

公共用水域の水質汚濁に係る環境上の目標として、国においては人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準となる環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）が設定されている。

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域についてカドミウム、シアン、有機リン、鉛、クロム（6価）、ヒ素、総水銀、アルキル水銀及びP C Bの9項目に関して一律に定められている。また、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては、水質環境目標が定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的等に応じた水域類型を設け、それに応じて生物化学的酸素要求量（B O D）、化学的酸素要求量（C O D）、溶存酸素量（D O）等の基準値を設定し、それぞれの公共用水域について水域類型を指定することにより当該公共用水域の環境基準を具体的に示すこととなっている。府域においては淀川水域をはじめとする5水域19河川並びに大阪湾については国が、泉州諸河川の20河川、淀川の支川等4水域13河川については府が、それぞれ水域類型の指定を行ってきた。

府では、環境保全目標として、国の環境基準又は水質環境目標（以下「環境基準等」という。）が設定されている項目については、原則として環境基準等によることとし、「人の健康の保護に関する項目」（以下「健康項目」という。）と「生活環境の保全に関する項目」（以下「生活環境項目」という。）を定めるほか、独自に「特殊項目」を設定している（表2-6-1～3）。

表2-6-1 健康項目に係る環境保全目標

項目	カドミウム	シアン	有機リン	鉛	クロム（6価）	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
基準値（目標値）	0.01 mg/l 以下	検出されないこと	検出されないこと	0.1 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下	検出されないこと	検出されないこと	0.03 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
対象水域											
達成期間											

- (注)
- 1 基準値（目標値）は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値（目標値）については年間平均値とする。
 - 2 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
 - 3 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう（以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。）。
 - 4 総水銀に係る基準値（目標値）は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001 mg/l 以下とする。
 - 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては、水質環境目標（平成元年4月環境庁通知）による。

表2-6-2 生活環境項目に係る環境保全目標

(1) 河 川

類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
基準値(目標値)	水素イオン濃度(pH) 6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量(BOD) 以下	2 mg/l 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	8 mg/l 以下	10 mg/l 以下
	浮遊物質量(SS) 以下	25 mg/l 以下	25 mg/l 以下	50 mg/l 以下	100 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
	溶存酸素量(DO) 以上	7.5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	2 mg/l 以上	2 mg/l 以上
	大腸菌群数 /100 ml 以下	50 MPN /100 ml 以下	1,000 MPN /100 ml 以下	5,000 MPN /100 ml 以下	-	-
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は別表のとおりとする。					

- (注) 1 基準値(目標値)は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる。)。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/l以上とする。
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 4 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 5 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
 6 工業用水1級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 7 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(2) 海域

類型 利用目的 の適応性 項目	A	B	C	
	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	環境保全	
基準値 (目標値)	水素イオン濃度 (pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下
	化学的酸素要求量 (COD)	2 mg/l 以下	3 mg/l 以下	8 mg/l 以下
	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	2 mg/l 以上
	大腸菌群数	1,000 MPN / 100 ml 以下	-	-
	ノルマルヘキサン 抽出物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと	-
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は別表 のとおりとする。		

- (注) 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100 ml以下とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(別表) 対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間

(1) 河 川

水 指 定 類 型 目 標	環境基準における水域類型指定			昭 和 年 月 日	近木川上流(矩谷川合流点より上流) 近木川下流(矩谷川合流点より下流) 見出川(全域) 佐野川(“) 櫛井川上流(荒田橋より上流) 櫛井川下流(荒田橋より下流)	B E E E B E	イ ハ ハ ハ イ ハ
	水 域	河 川	該 当 型 別 類 型				
淀 川 水 域	淀 川 水 域	○淀川下流①(宇治川合流点から長柄堀まで)	B	昭 和 48 年 3 月 16 日	近木川上流(矩谷川合流点より上流) 近木川下流(矩谷川合流点より下流) 見出川(全域) 佐野川(“) 櫛井川上流(荒田橋より上流) 櫛井川下流(荒田橋より下流)	B E E E B E	イ ハ ハ ハ イ ハ
		淀川下流②(長柄堀より下流)	D		○淀川下流(長柄堀より下流)	E	ハ
	大阪 市 内 河 川 水 域	大川(全城)	C		○男里川(全城)	A	イ
		堂島川(“)	D		○金熊寺川(“)	A	イ
		土佐堀川(“)	E		○菟延川(“)	A	イ
		安治川(“)	E		○山中川(“)	A	イ
		道頓堀川(“)	E		○番川(“)	A	イ
	45 年 年 月 日	尻無川(“)	E		○大川(“)	A	イ
		木津川(“)	E		○東川(“)	A	イ
		住吉川(“)	E		○西川(“)	A	イ
		六軒家川(“)	E				
		正蓮寺川(“)	E				
	9 月 日	木津川運河(“)	E				
		寝屋川(全城)	E		○芥川①(京都府界から櫻駄橋まで)	A	イ
		恵智川(全城)	E		○芥川②(櫻駄橋より下流)	B	ロ
		○安威川上流(美木市取水口より上流)	A		○桧尾川(全城)	B	ロ
		○安威川下流①(美木市取水口から戸伏まで)	B		○鶴谷川(“)	B	ハ
神 崎 川 水 域	1 月 日	安威川下流②(戸伏から大正川合流点まで)	D	昭 和 50 年 10 月 8 日	○船橋川(“)	B	ハ
		安威川下流③(大正川合流点より下流)	E		○天野川(奈良県界より下流)	B	ハ
		○猪名川上流(箕面川合流点より上流)	B		第二寝屋川(全城)	E	ハ
		猪名川下流(箕面川合流点より下流(鷺川を含む。))	E		平野川(全城)	E	ハ
		神崎川(安威川、猪名川を除く神崎川)	E		○余野川(全城)	B	イ
	1 月 日	○大和川中流(接井市初瀬取入口から浅香山まで)	C		○箕面川①(箕面市取水口より上流)	A	イ
		大和川下流(浅香山より下流)	D		○箕面川②(箕面市取水口から兵庫県界まで)	B	ロ
		○石川(全城)	B		千里川(全城)	C	ロ
					○東除川(全城)	C	ハ
					○西除川①(狹山池流出端より上流)	B	ハ
	昭 和 48 年 3 月 16 日				○西除川②(狹山池流出端より下流)	D	ハ
		石津川(全城)	E		○千早川(全城)	B	イ
		○大津川上流(泉大津市高津取水口より上流)	B				
		大津川下流(泉大津市高津取水口より下流)	D				
		○牛流川(全城)	B				
	昭 和 48 年 3 月 16 日	○松尾川(“)	B				
		○楓尾川(“)	B				
		○父鬼川(“)	A				
		春木川(“)	E				
		津田川(“)	E				

註 1 ○印は上水道水源又は上水道水源の上流に位置する河川である。

2 達成期間の分類は次のとおりとする(以下(2)の表について同じ。)

(1)「イ」は直ちに達成

(2)「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成

(3)「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

環境基準の類型指定の見直し（平成4年2月26日）

（経緯）

近年、河川敷等を利用し、遊歩道や広場など親水性や景観に配慮した河川空間の整備がまちづくりとあわせて、進められるなど、河川が都市生活の中で魅力的な水とのふれあい空間として貴重なものになってきている。一方で、開発が山間部に及ぶなど都市化が進展し、河川をとりまく環境が大きく変化してきている。

このため大阪府では、平成4年2月26日付け大阪府告示第209号により「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」を行い、新たに9河川を類型指定するとともに、現在類型指定している52河川のうち12河川について魚が生息するに良好な水質（C類型以上）をめざし類型のランクをアップすることにした。

（基本的考え方）

- ① 新たに類型指定する河川については、一定規模以上の主要な河川を類型指定することを原則としつつ、利水状況を勘査して、規模の小さな河川についても類型指定を行う。また、潤いとふれあいのある水辺環境を創造するため、府民が日常的に接する機会が多い河川についても、積極的に類型指定を行う。
- 具体的な類型のあてはめについては、現在良好な水質の河川はこれを保全し、汚濁の進んでいる河川は、可能な限り魚の生息に良好な水質の類型を目指す。
- ② 類型指定の見直しについては、当初の目標である環境基準を十分達成している河川について、さらに魅力ある河川とするため、よりよい水質を目指して、魚の生息に良好な水質の類型に見直しを行う。

（類型指定の内容）

○ 新たな類型指定河川 …… 9河川水域

水 域 指 定 類 型 日	環境基準における水域類型指定			
	水 域	河 川	該 類 當 型	達 期 成 間
平 成 4 年 2 月 26 日	淀 川	水無瀬川（全域）	A	イ
		勝尾寺川（全域）	C	ロ
		赤木川（全域）	C	イ
		大正川（全域）	C	ロ
		平野川分水路（全域）	E	イ
		古川（全域）	E	ハ
		石見川（全域）	A	イ
		天見川（全域）	B	イ
		和田川（全域）	C	ハ

○ 類型指定の見直し河川 …… 12河川水域

水 域 指 定 類 型 日	環境基準における水域類型指定			
	水 域	河 川	該 類 當 型	達 期 成 間
平 成 4 年 2 月 26 日	袖 崎 阪 市 内 河 川	安威川下流(2)（全域）	C	イ
		大川及び城北川（全域）*	C	イ
		堂島川（全域）	C	イ
		土佐堀川（全域）	C	ハ
		安治川（全域）	C	イ
		道頓堀川（全域）	C	ハ
		尻無川（全域）	C	イ
		木津川（全域）	C	イ
		住吉川（全域）	C	ハ
		六軒家川（全域）	C	イ
		正蓮寺川（全域）	C	イ
		木津川運河（全域）	C	イ

*は区域についての見直しである。

(2) 海域

水域類型 指 定 日	環境基準における水域類型指定		
	水 域	該当類型	達成期間
昭 和 46 年 12 月 28 日	大阪湾 (1)	C	イ
	大阪湾 (2)	B	ロ
	大阪湾 (3)	A	ハ
	大阪湾 (4)	A	ロ
	大阪湾 (5)	A	イ
	尾崎港	C	イ
	淡輪港	C	イ
	深日港	C	イ

(注) 尾崎港、淡輪港及び深日港の区域は、いずれも防波堤の先端を結ぶ線で囲まれた海域をいう。

大阪湾水域の環境基準類型

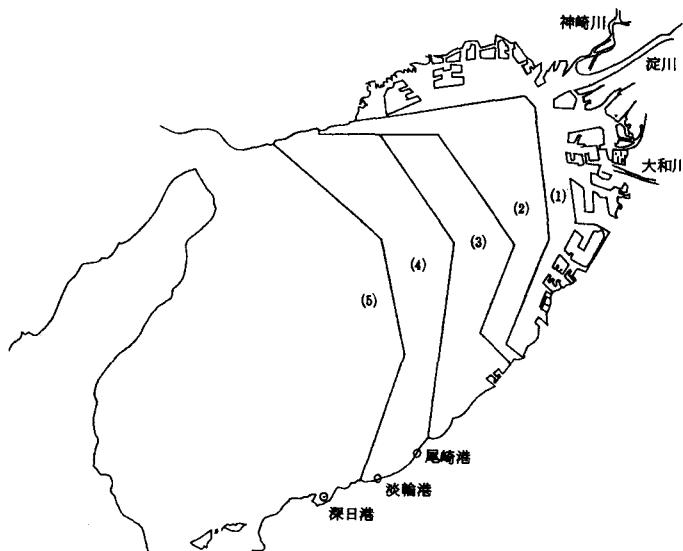


表2-6-3 特殊項目に係る環境保全目標

(1) 河 川

対象水域 項 目	上水道水源水域	その他の水域 (水域類型C以上の河川)
フェノール類	0.005mg/l以下	0.01 mg/l以下
銅	0.05 "	0.05 "
亜鉛	0.1 "	0.1 "
溶解性鉄	0.3 "	1.0 "
溶解性マンガン	0.05 "	1.0 "
全クロム	0.05 "	1.0 "
フッ素	0.8 "	1.5 "
アンモニア性窒素	0.1 "	1.0 "
陰イオン活性剤	0.5 "	0.5 "
ノルマルヘキサン抽出物質	0.01 "	0.01 "

(2) 海 域

対象水域 項 目	A 海域	B 海域	C 海域
フェノール類	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下
銅	0.02 "	0.02 "	0.02 "
亜鉛	0.1 "	0.1 "	0.1 "
鉄	0.1 "	0.2 "	0.5 "
全クロム	1.0 "	1.0 "	1.0 "
陰イオン活性剤	0.1 "	0.1 "	0.1 "